

◎佐賀県条例第21号

佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例

佐賀県核燃料税条例（平成30年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(納税義務者等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項第1号の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。</p> <p>(1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 原子炉等規制法第43条の3の11第1項に規定する<u>使用前検査</u> (以下「原子炉等規制法に規定する使用前検査」という。)及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第49条第1項に規定する<u>使用前検査</u>(以下「電気事業法に規定する使用前検査」という。)の<u>全てに合格した日</u></p> <p>(2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の15に規定する<u>施設定期検査</u>の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該<u>施設定期検査</u>が終了した日</p> <p>(3) 略 (課税期間)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。</p> <p>(1) 前項各号に規定する<u>各期間</u>の中途(当該期間の初日及び末</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項第1号の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。</p> <p>(1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 原子炉等規制法第43条の3の11第1項に規定する<u>使用前事業者検査</u> (以下「使用前事業者検査」という。)について同条第3項の規定による確認を受けた日又は電気事業法(昭和39年法律第170号)第49条第1項に規定する<u>使用前検査</u>(以下「使用前検査」という。)に合格した日のいずれか遅い日(以下「使用前検査終了日」という。)</p> <p>(2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の16第1項に規定する<u>定期事業者検査</u>の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該<u>定期事業者検査</u>が終了した日</p> <p>(3) 略 (課税期間)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。</p> <p>(1) 前項各号に規定する<u>期間</u>の中途(当該期間の初日及び末日</p>

改正前	改正後
<p>日を含む。以下この項において同じ。)において、原子炉等規制法第43条の3の34第3項において準用する原子炉等規制法第12条の6第8項に規定する確認(以下「確認」という。)を受けた場合(第4号又は第6号に掲げる場合を除く。)確認を受けた日の属する前項に規定する期間の初日から当該確認を受けた日の属する月の末日まで</p> <p>(2) 前項各号に規定する各期間の中途において、<u>原子炉等規制法に規定する使用前検査及び電気事業法に規定する使用前検査のいずれにも合格することとなった場合(第5号又は第6号に掲げる場合を除く。)</u>原子炉等規制法に規定する使用前検査に合格した日又は電気事業法に規定する使用前検査に合格した日のいずれか遅い日(以下「使用前検査合格日」という。)から当該使用前検査合格日の属する前項に規定する期間の末日まで</p> <p>(3) 前項各号に規定する各期間の中途において、原子炉等規制法第43条の3の34第2項に規定する廃止措置計画(以下「廃止措置計画」という。)の認可を受けた場合(次号から第6号までに掲げる場合を除く。)廃止措置計画の認可を受けた日の属する前項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から前項に規定する期間の末日まで</p> <p>(4) 前項各号に規定する各期間の中途において、廃止措置計画の認可を受け、かつ、当該期間内に確認を受けた場合(第6号に掲げる場合を除く。)廃止措置計画の認可を受けた日の属する前項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を</p>	<p>を含む。以下この項において同じ。)において、原子炉等規制法第43条の3の34第3項において準用する原子炉等規制法第12条の6第8項に規定する確認(以下「<u>廃止措置終了確認</u>」という。)を受けた場合(第4号又は第6号に掲げる場合を除く。)</p> <p><u>廃止措置終了確認</u>を受けた日の属する前項各号に規定する期間の初日から当該<u>廃止措置終了確認</u>を受けた日の属する月の末日まで</p> <p>(2) 前項各号に規定する期間の中途において、<u>使用前事業者検査の確認を受けたこと及び使用前検査に合格したことのいずれにも該当することとなった場合(第5号又は第6号に掲げる場合を除く。)</u>使用前検査終了日から当該使用前検査終了日の属する前項各号に規定する期間の末日まで</p> <p>(3) 前項各号に規定する期間の中途において、原子炉等規制法第43条の3の34第2項に規定する廃止措置計画(以下「廃止措置計画」という。)の認可を受けた場合(次号から第6号までに掲げる場合を除く。)廃止措置計画の認可を受けた日の属する前項各号に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から同日の属する前項各号に規定する期間の末日まで</p> <p>(4) 前項各号に規定する期間の中途において、廃止措置計画の認可を受け、かつ、当該期間内に<u>廃止措置終了確認</u>を受けた場合(第6号に掲げる場合を除く。)廃止措置計画の認可を受けた日の属する前項各号に規定する期間の初日から当該廃止措</p>

改正前	改正後
<p>受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から<u>確認</u>を受けた日の属する月の末日まで</p> <p>(5) 前項各号に規定する各期間の中途において、<u>原子炉等規制法に規定する使用前検査及び電気事業法に規定する使用前検査のいずれにも合格することとなった場合</u>で、かつ、当該期間内に廃止措置計画の認可を受けた場合（次号に掲げる場合を除く。） <u>使用前検査合格日から廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から前項に規定する期間の末日まで</u></p> <p>(6) 前項各号に規定する各期間の中途において、<u>原子炉等規制法に規定する使用前検査及び電気事業法に規定する使用前検査のいずれにも合格することとなり、かつ、当該期間内に廃止措置計画の認可及び確認を受けた場合</u> <u>使用前検査合格日から廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から確認を受けた日の属する月の末日まで</u> (課税標準)</p> <p>第6条 核燃料税の課税標準は、次の各号に掲げる核燃料税の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出力割 課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力（前条第2項第1号、第4号又は第6号に掲げる場合にあっては、<u>確認</u>を受けた日の前日における発電用原子炉の熱出力）</p> <p>(3) 略</p>	<p>置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から<u>当該廃止措置終了確認</u>を受けた日の属する月の末日まで</p> <p>(5) 前項各号に規定する期間の中途において、<u>使用前事業者検査の確認を受けたこと及び使用前検査に合格したことのいずれにも該当することとなった場合</u>で、かつ、当該期間内に廃止措置計画の認可を受けた場合（次号に掲げる場合を除く。） <u>使用前検査終了日から廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から同日の属する前項各号に規定する期間の末日まで</u></p> <p>(6) 前項各号に規定する期間の中途において、<u>使用前事業者検査の確認を受けたこと及び使用前検査に合格したことのいずれにも該当することとなり、かつ、当該期間内に廃止措置計画の認可及び廃止措置終了確認を受けた場合</u> <u>使用前検査終了日から廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から当該廃止措置終了確認を受けた日の属する月の末日まで</u> (課税標準)</p> <p>第6条 核燃料税の課税標準は、次の各号に掲げる核燃料税の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出力割 課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力（前条第2項第1号、第4号又は第6号に掲げる場合にあっては、<u>廃止措置終了確認</u>を受けた日の前日における発電用原子炉の熱出力）</p> <p>(3) 略</p>

改正前	改正後
2～4 略	2～4 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。